

令和5年台風第7号による災害に関する 被災中小企業・小規模事業者対策について

令和5年台風第7号による災害により、被害を受けられた皆様に対しまして、心からお見舞いを申し上げます。独立行政法人中小企業基盤整備機構（理事長：豊永厚志 本部：東京都港区）では、京都府の3市、兵庫県1町、鳥取県1市1町に災害救助法が適用されたことを踏まえ、本災害で被災された中小企業の皆様が、早期に事業を再開できるよう、以下のとおり特別相談窓口を設置いたしましたのでご案内申し上げます。

また、被災された小規模企業共済契約者の方々に対しまして、災害時貸付を適用いたします。

■ 8月16日付で特別相談窓口を以下のとおり設けました。

<令和5年台風第7号による災害に関する特別相談窓口>

【近畿本部】

- ・特別相談窓口（企業支援部企業支援課） 電話：06-6264-8613
〒541-0052 大阪府大阪市中央区安土町2-3-13 大阪国際ビルディング27階

【中国本部】

- ・特別相談窓口（企業支援部企業支援課） 電話：082-502-6555
〒730-0013 広島県広島市中区八丁堀5-7 広島KSビル3階

【オンライン経営相談（E-SODAN）】

- ・専門家と直接チャットで経営に関する相談ができる他、災害対策関連の情報をAIチャットボットがご案内します。

<https://bizsapo.smrj.go.jp/>

■ 被災小規模企業共済契約者に対する災害時貸付けについて

【共済事業グループ 小規模共済融資課】

- ・電話：03-3433-8811
- ・小規模企業共済HP
<https://www.smrj.go.jp/kyosai/skyosai/customer/index.html>
- ・災害時貸付適用地域（令和5年8月16日時点）は別紙のとおり。

<独立行政法人中小企業基盤整備機構（中小機構）>

中小機構は、事業の自律的発展や継続を目指す中小・小規模事業者・ベンチャー企業のイノベーションや地域経済の活性化を促進し、我が国経済の発展に貢献することを目的とする政策実施機関です。経営環境の変化に対応し持続的成長を目指す中小企業等の経営課題の解決に向け、直接的な伴走型支援、人材の育成、共済制度の運営、資金面での各種支援やビジネスチャンスの提供を行うとともに、関係する中小企業支援機関の支援力の向上に協力します。

<本件に関するお問い合わせ先>

独立行政法人中小企業基盤整備機構 災害対策支援部 災害対策支援課
住所：東京都港区虎ノ門3-5-1 虎ノ門37森ビル
電話：03-5470-1501（ダイヤルイン）
ホームページ：<https://www.smrj.go.jp/>

法適用日：8月14日

【京都府】

福知山市（ふくちやまし）

舞鶴市（まいづるし）

綾部市（あやべし）

法適用日：8月15日

【兵庫県】

美方郡香美町（みかたぐんかみちょう）

【鳥取県】

鳥取市（とっとりし）

東伯郡三朝町（とうはくぐんみささちょう）

以上